

【社会保険の保険者算定】

今年も7月1日より社会保険の算定基礎届の受付が始まりました。これは毎年7月1日から10日までの間に、今年4～6月に支払った給与額を年金事務所へ届け出て、9月からの1年間の社会保険料を決定するために必要な手続きです。

しかし4～6月の給与額が不安定でその間の給与で1年間の保険料を決めることが著しく不当な場合には、保険者算定といって行政側が保険料を決定することがあります。今年はこの保険者算定の基準に新たな内容が追加されましたが、あまり知られていないようですのであらためて取り上げます。

【追加された保険者算定の要件】 下記①～③すべて該当する場合に適用

- ①「4～6月の3ヵ月間に受けた報酬で算出した標準報酬月額」と「前年7月から当年6月の1年間に受けた報酬で算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差が生じる

H23.4～6月の平均報酬月額

H22.7～H23.6月の平均報酬月額



- ②この2等級以上の差が業務の性質上例年発生することが見込まれる
③保険者算定をすることに被保険者が同意している
※被保険者の同意書の提出が必要

決算時期の売上拡大商戦や事務作業の繁忙で4～6月に残業が増えてしまう企業にとっては、この保険者算定を利用することにより低い等級で申請することができます。またこれは企業単位だけではなく部署単位での申請も可能です。

被保険者にとっては等級がさがると傷病手当金(入院給付金のようなもの)の給付日額が下がることもあるため、申し立ての際には申立書のほか被保険者の同意書が必要になります。

この保険者算定をする場合は必ず事業主からの申し立てが必要になります。申し立てをしなければ従来どおりの4～6月間の報酬で算定されますので、利用するメリットのある企業はぜひこの制度を活用して下さい。